

保育料の申出徴収に関する確認書兼マイナンバー記入用紙

つくばみらい市長 あて

申 出 徴 収	◆利用者負担額(保育料)に未納がある場合は、申出により児童手当を支払いに充てることができます。	
	利用者負担額(保育料)の支払いに未納が生じた場合には、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、市長から支給を受ける児童手当から、未納分の利用者負担額(保育料)に充ててを申出しますか。	
	☐ 申出します→児童手当受給者署名	☐ 申出しません

★申出徴収については裏面をご確認ください。
なお、申出いただいても、保育料の未納が無い場合には、児童手当の支払いに影響はありませんので、ご安心ください。

教育・保育施設の利用申込にあたり、下記のとおり個人番号(マイナンバー)を提出します。

保 護 者	認定保護者	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー										
		氏名													
	配偶者	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー										
		氏名													

【認定保護者のみ】
以下のいずれかの書類を添付してください。

- ①マイナンバーカードの写し(表・裏)
- ②通知カード(写)+本人確認書類(写)※
- ③マイナンバー記載の公的書類(住民票等)+本人確認書類(写)※

申 請 に 係 る 児 童	児童1	ふりがな			マイナンバー										
		氏名													
	児童2	ふりがな			マイナンバー										
		氏名													
	児童3	ふりがな			マイナンバー										
		氏名													
同 居 世 帯 員	世帯員1	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー										
		氏名													
	世帯員2	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー										
		氏名													
	世帯員3	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー										
		氏名													

※本人確認書類
●1点で確認が可能なもの
・運転免許証 ・運転経歴証明書
・パスポート ・身体障害者手帳
・精神障害者保健福祉手帳 ・療育手帳
・在留カード ・特定在留カード
・特別永住者証明書 ・特定特別永住者証明書
・その他官公署の発行する顔写真付き身分証明書

●2点必要なもの
・医療保険の資格確認書
・地方公務員共済組合の組合員証
・年金手帳 ・児童扶養手当証書
・その他官公署の発行する顔写真なしの身分証明書

※同居世帯員が4名以上の場合は、裏面に記載してください。

同居世帯員（つづき）	世帯員4	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー															
		氏名																		
	世帯員5	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー															
		氏名																		
	世帯員6	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー															
		氏名																		
	世帯員7	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー															
		氏名																		
	世帯員8	ふりがな		申請児童1との続柄	マイナンバー															
		氏名																		

【児童手当からの利用者負担額(保育料)の徴収について】

保育料の滞納は、保育施設の運営に支障をきたすとともに、保育料を期限内にお支払いいただいている多くの保護者の方々との不公平感にもつながります。保育施設の安定運営及び公平性を確保するため、つくばみらい市から支払う児童手当の各支払い期に、保育料の滞納分について児童手当から徴収する場合があります。徴収方法としては、児童手当法第21条に基づく保護者からの申出による「申出徴収」と、同法第22条に基づく保護者からの申出を必要としない「特別徴収」があります。

保育料は、保育施設を運営していくための大切な費用の一部です。保育料の趣旨をご理解いただき、申出にご協力ください。

※申出いただいても、保育料の滞納が無い場合には、児童手当の支払いに影響はありませんので、ご安心ください。

◆利用者負担額(保育料)は期限までに必ず納付してください。滞納した場合には、財産(給与・預貯金・生命保険等)の差押えなどの処分の対象となります。